

## 議案第4号

大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例の制定について  
大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年9月3日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市中小企業資金融資条例の一部を改正する条例

大網白里市中小企業資金融資条例（昭和46年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「ことを目的」を「もの」に改める。

第2条第2号中「第2条第24項各号に規定する」を「第2条第25項各号に掲げる」に改める。

第3条第2項第1号中「掲げる要件」を「定める要件」に改め、同号ア中「第2条第24項第1号」を「第2条第25項第1号」に改め、同号イ中「第2条第24項第2号」を「第2条第25項第2号」に改め、同号ウ中「第2条第24項第3号及び第5号」を「第2条第25項第3号及び第5号」に改め、同号エ中「第2条第24項第4号及び第6号」を「第2条第25項第4号及び第6号」に改める。

第4条中「市長」を「、市長」に改める。

第10条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「市長」を「、市長」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。